

## 長崎県医療施設耐震整備事業補助金実施要綱

### (趣旨)

第1条 県は、地震発生時の適切な医療提供体制の維持を図るため、予算の定めるところにより医療提供体制施設整備交付金交付要綱(平成25年5月28日厚生労働省発医政第0528第6号)に基づき補助事業を行う医療施設の開設者に対し、長崎県医療施設耐震整備事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第406号の9)及びこの要綱に定めるところによる。

### (事業の実施主体)

第2条 第1条に定める医療施設は、次のとおりとする。

- (1) 耐震構造指標であるI<sub>s</sub>値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等の開設者(ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。)
- (2) 耐震構造指標であるI<sub>s</sub>値が0.3未満の建物を有する病院の開設者(ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)

### (補助の対象及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、別表第1の第2欄に掲げるとおりとし、その補助額は、同表の第3欄に掲げる基準額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に第4欄及び第5欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、内示をもって事業着手を認める。

### (申請手続)

第4条 この補助金の交付の申請は、様式第1号による申請書を知事が定める期日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費所要額調(様式第1号別紙(1))
- (2) 事業計画書(様式第1号別紙(2))
- (3) 誓約書(様式第5号)
- (4) その他知事が必要と定める書類

( 変更申請手続 )

第 5 条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続きに従い、知事が別に定める期日までに行うものとする。

( 交付の条件 )

第 6 条 規則第 6 条第 1 項の規定による条件は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 構造耐震指標である  $I_s$  値が 0 . 3 未満の建物を有する病院の新築建替えを行う場合は、整備区域の病棟の病床数を 1 0 % 以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。ただし、長崎県医療計画上病床非過剰地域においては、病床削減を必要としないが、増床を伴う整備計画でないこと。
- ( 2 ) 補助事業の内容を変更 ( 軽微な変更を除く。 ) する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- ( 3 ) 補助事業を中止し、又は廃止 ( 一部中止又は廃止を含む。 ) する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- ( 4 ) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- ( 5 ) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律施行令第 1 4 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- ( 6 ) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- ( 7 ) 事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業完了後においても善良な管理者の注意義務をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- ( 8 ) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- ( 9 ) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ( 10 ) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、様式第 3 号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者 ( 以下「補助事業者」という。 ) が全国的に事業を展

開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (11) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。

（軽微な変更）

第7条 規則第11条第2項第1号の規定により知事が定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 県の補助額に変更を生じさせない範囲内における補助対象経費の変更
- (2) 別表第1の第2欄に掲げる経費区分のいずれか低い額の30%以内の変更
- (3) 事業目的に影響を及ぼさない範囲内における事業計画の変更

（遂行状況報告書）

第8条 この補助金の施設整備に係る事業遂行状況報告書については、毎年度12月末日現在の状況を翌月10日までに様式第4号による報告書を知事に報告しなければならない。

（実績報告書）

第9条 この補助金の事業実績報告は、様式第2号による報告書を事業の完了の日から起算して30日を経過した日（第3条の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から30日を経過した日）又は同項後段の規定により提出する場合にあっては、翌年度4月10日までに提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費所要額精算書（様式第2号別紙(1)）
- (2) 事業実績報告書（様式第2号別紙(2)）
- (3) その他知事が必要と定める書類

（財産処分の制限）

第10条 規則第20条のただし書の規定による別に定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成12年厚生省告示第105号）に準ずるものとする。

附則 この要綱は、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、平成31年度の予算に係る補助金から適用する。

別表第1（第3条関係）

1 区分	2 補助対象経費	3 基準額	4 調整率	5 補助率
1 耐震構造指標であるI s値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等	医療施設耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費	(1)既存建物に対する補強 基準面積2,300㎡×41,700円	0.95  (既存病床が医療計画上の基準病床数に占める割合が105%未満の場合は1.00)	1/2
2 耐震構造指標であるI s値が0.3未満の建物を有する病院		(2)新築、増改築に伴う補強 基準面積2,300㎡×197,900円		

様式第 1 号

第 号  
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所  
氏名 印

年度長崎県医療施設耐震整備事業補助金交付申請書

年度において、長崎県医療施設耐震整備事業について、長崎県医療施設耐震整備事業補助金 , , 円を交付されるよう、長崎県補助金等交付規則（昭和 4 0 年長崎県規則第 1 6 号）第 4 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 事業の種類
- 2 経費所要額調（別紙 1）
- 3 事業計画書（別紙 2）
- 4 添付書類
  - （ 1 ）請負契約書
  - （ 2 ）工事設計図、工事仕様書、工事仕訳書
  - （ 3 ）歳入歳出予算書の抄本
  - （ 4 ）その他参考となるべき書類

様式第 2 号

第 号  
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所  
氏名 印

年度長崎県医療施設耐震整備事業補助金の実績報告書

年 月 日付長崎県指令 第 号をもって交付決定の  
通知があった長崎県医療施設耐震整備事業補助金について長崎県補助金等交付  
規則（昭和 40 年長崎県規則第 16 号）第 13 条の規定により、その実績を関  
係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業の種類
- 2 経費所要額精算書（別紙 1）
- 3 事業実績報告書（別紙 2）
- 4 添付書類
  - （1）当該事業にかかる歳入歳出決算書（見込書）の抄本
  - （2）補助事業完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真
  - （3）契約書の写し
  - （4）補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示すこと）
  - （5）工事仕様書、工事設計図及び工事仕様書
  - （6）建築基準法第 7 条第 3 項の規定による竣工検査書の写し
  - （7）その他参考となるべき書類

様式第 3 号

第 号  
年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所  
氏名 印

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付長崎県指令 第 号をもって交付決定があつた長崎県医療施設耐震整備事業補助金について、交付決定通知により交付された条件に基づき下記のとおり報告します。

1. 事業の種類
2. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）

金 円

注：別添参考となる書類（3の金額の積算の内訳等）

様式第4号

第 号  
年 月 日

長崎県知事

様

申請者 住所

氏名

印

年度長崎県医療施設耐震整備事業補助金に係る遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた 年度長崎県医療施設耐震整備事業補助金について、その遂行状況を長崎県補助金等規則（昭和40年長崎県規則第16号）第11条の規定により別紙のとおり報告します。

様式第 5 号

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所  
氏名 印

### 誓約書

私は、 年度長崎県医療施設耐震整備事業補助金交付申請を行うにあたり、  
次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

チェック欄（誓約の場合、 にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するもの  
ではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与  
もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77  
号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下  
「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。

暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、  
警察に通報します。

県では、長崎県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請  
者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。